

訪問看護重要事項説明書

【令和7年 3月 25日現在】

1 事業者の概要

法人の種別・名称	一般財団法人 同友会
代表者名	理事長 鈴木 紳一郎
所在地	〒252-0802 神奈川県藤沢市高倉2345
連絡先	0466-44-1451

2 併設施設

事業又は施設種類	名 称
居宅介護支援事業	藤沢湘南台病院居宅介護支援センター

3 事業所の概要

事業所名	一般財団法人同友会 藤沢訪問看護ステーション
所在地	〒252-0802 神奈川県藤沢市高倉2345 藤沢湘南台病院内
提供サービス	訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険訪問看護
介護保険指定番号	神奈川県 第1462290013号
管理者名	齋藤 純恵
連絡先	0466-44-1441
通常の訪問事業の実施地域	藤沢市、横浜市泉区下飯田・上飯田、綾瀬市上土棚、大和市下和田・上和田・福田・代官・渋谷

4 営業日及び営業時間（日曜及び祝日、12月30日から1月3日までは休業）

月～金曜日	8：30～17：00
土曜日	8：30～13：00

※ 利用者様から緊急時訪問看護加算（介護保険）又は24時間対応体制加算（医療保険）の同意を得た場合は、24時間対応とし、状況に応じて計画外の訪問を行います。

5 職員体制

区 分	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	看 護 師	1 名	名	1 名
保 健 師	保 健 師	名	名	名
看 護 師	看 護 師	3 名	4 名	7 名
事 務 員	特になし	1 名	名	1 名
理学療法士	理学療法士	名	1 名	1 名
作業療法士	作業療法士	名	名	名

6 事業の目的、運営方針

- (1) 在宅療養を必要とする利用者に対して、介護保険法、医療保険制度による指定訪問看護事業者として、可能な限り在宅でその有する能力に応じた自立した生活が営めるように、訪問看護サービスを提供します。
- (2) 24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもとに総合的なサービスの提供に努めます。

7 利用料金

(1) 介護保険

介護保険制度の関係法令とおりとします。詳細は別紙の「介護予防訪問看護・訪問看護料金表」を参照してください。また、介護保険給付の区分支給限度基準額を超えた

サービス利用は全額自己負担となります。

(2) 医療保険

医療保険制度関係法令のとおりとします。

詳細は別紙の「医療保険訪問看護料金表」を参照してください。

(3) 交通費

介護保険の場合は、実施地域を越える場合のみ必要となります。（別途見積もりをします。）

医療保険の場合は、「医療保険訪問看護料金表」を参照してください。

(4) キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。（ただし、利用者の様態の急変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡をいただいた場合は無料

② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合は報酬額の50%

(5) 料金の支払方法

当月料金の合計額の明細を介護サービス専用代金回収業者を通して請求します。利用者は、その全額を利用者が指定する銀行口座からの引き落としをもって支払うものとします。介護サービス専用代金回収業者から利用者の入金の確認ができた旨の通知を受けた事業者は、速やかに領収書を発行するものとします。

8 緊急時の対応

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関	連絡先：	
	主治医氏名		
居宅介護支援事業所	事業所名	連絡先：	
	担当ケアマネ		
緊急連絡先	①	氏名	続柄：
		連絡先	
	②	氏名	続柄：
		連絡先	
	③	氏名	続柄：
		連絡先	

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情等の窓口

窓口責任者： 齋藤 純恵

利用時間 月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 8：30～13：00

連絡先 Tel 0466-44-1441

Fax 0466-44-1401

(2) 行政機関、その他相談窓口

藤沢市役所 介護保険課	0466-50-3527
大和市役所 介護保険課	046-260-5170
綾瀬市役所 高齢介護課	0467-70-5636
横浜市泉区役所 高齢・障害支援課	045-800-2436
神奈川県国民健康保険団体連合会(苦情専用)	045-329-3447

10 職員の研修

訪問看護職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。また、ひと月に1回、施設内研修の場を設け職員全体の共通認識を深めることに努力します。

11 職員の健康管理

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診します。

12 衛生管理について

事業所において感染症等が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 職員には手指消毒アルコールを持参させていますが、感染予防のためにも、訪問看護開始時・終了時、処置開始時・終了時に手洗いのための場所をお借りさせていただけますよう、ご協力お願いいたします。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (5) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (6) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を、定期的実施します。

13 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 虐待の防止・身体拘束等の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対して虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を開催します。
- (4) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。
- (5) やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (6) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する措置を講じるための担当者を置きます。

15 ハラスメント対策について

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びそのご家族が対象となります。

- 1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - 2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - 3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
 - 4) 見守りカメラの設置、職員の写真撮影・動画撮影・録音等を無断でSNS等に掲載する行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合即座に対応し、再発防止策を検討します。
 - (3) 従業者に対し、ハラスメントに関する研修の実施、定期的な会議を設け、ハラス

メント発生状況の把握、再発防止に努めていきます。

- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する訪問看護サービスの提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該利用者のご家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。
- (3) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17 秘密保持

- (1) 事業者及びその従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密並びに個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者の同意を得た場合には、「個人情報使用同意書」に規定されている必要最小限の範囲内で、利用者の個人情報を利用することができるものとします。

私（利用者）は、重要事項説明書に基づいて、事業者の職員（職名：管理者 氏名：齋藤純恵 印）から、訪問看護のサービス内容及び重要事項について説明を受け、これに同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人又は立会人

(選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

※ 立会人のときは、利用者も記名、押印する。

(R6.6.1)